

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例の許可が不要な土砂埋立て等の要件となる
**軽微な農地改良に係る土砂埋立て等には
あらかじめ市長の承認が必要です。**

500 m³以上 3,000 m³未満かつ 500 m³以上の土砂を搬入する土砂埋立て等には、河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例の許可が必要です。

ただし、軽微な農地改良に係る土砂埋立て等で市長の承認を受けた場合、河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例の許可は不要です。

※ 3,000 m³以上の場合は、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の許可が必要です。

「農地改良」とは

農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為で、農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土、あるいは掘削の行為のことをいいます。

具体的には、農地の埋め立てをして田から畑にしたり、土を入れ替え土壌改良することなどです。

工事残土等を処分するための単なる埋め立ては、農地改良にあたりません。

軽微な農地改良に係る土砂埋立て等の承認基準

- ① 申請者が欠格要件に該当しないこと。
 - ② 農地の所有者がその所有する農地について行う農地改良であること。
 - ③ 農地改良に要する期間は、12 ヶ月以内であること。
 - ④ 土砂埋立てに使用する土砂の発生場所、発生時期、発生内容、搬入期間を明らかにすること。
 - ⑤ 表土には、耕作土を 25 cm 以上確保すること。
 - ⑥ 盛土によって生じた法面の上端と下端との間の垂直距離が 2.0m 以下であること。
 - ⑦ 農地改良後の仕上がり面は、隣接道路面から 30 cm を上限とすること。
 - ⑧ 農地改良後の仕上がり面を隣接道路面及び隣接地より高くする場合は、隣接道路面及び隣接地との間に水路を設置し、嵩上げの高さに相当する幅でセットバックし、法面の勾配を嵩上げの高さ 1 に対する水平距離 1.8 の割合の勾配以下とすること。
 - ⑨ 公道以外の土地を搬入路として使用する場合は、当該土地の所有者の同意を得ること。
- ※ 農地改良に要する期間が 3 ヶ月以内の場合、①、②及び④が適合していれば、承認をすることができます。
- ※ 承認に際し、承認基準とは別に災害の未然防止や生活環境の保全を目的に条件を付けることがあります。

軽微な農地改良に係る土砂埋立て等の承認手続き

承認には、申請（必要書類添付）が必要です。

承認審査後、不承認の場合は、河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例の許可が必要となります。

【問い合わせ先】

河内長野市 環境経済部 環境政策課 環境保全係

住所：河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

TEL：0721-53-1111 FAX：0721-55-1435

Email：kankyuhozen@city.kawachinagano.lg.jp

【承認申請に必要な書類】

- ① 軽微な農地改良に係る土砂埋立て等承認申請書（様式第1号）
 - ② 農地改良計画書（様式第2号）
 - ③ 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（様式第3号）
 - ④ 埋立て等区域の位置図
 - ⑤ 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図
 - ⑥ 埋立て等区域の測量図及び求積図
 - ⑦ 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
 - ⑧ 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - ⑨ 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
 - ⑩ 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画書（様式第4号）
 - ⑪ 農地盛土届出書の写し（農業委員会事務局の受付印があるもの）
 - ⑫ 特に必要と認める書類
- ※ 農地改良に要する期間が3ヶ月以内の場合、⑤から⑨までの添付書類を省略することができます。

農地改良を行う際は、敷地面積や土量などにより、各種法令の手続きが必要です。

◎500 m²以上 3,000 m²未満かつ 500 m²以上の農地への土砂埋立て等

| 農 地 法 (河内長野市農業委員会事務局) | | 河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例 (河内長野市環境政策課) | |
|--------------------------|---|--------------------------------------|------------------------|
| 農地の一時転用 | 許可必要(市街化調整区域) 届出必要(市街化区域) | 土砂埋立て等行為 | 許可必要 |
| 農 地 改 良 | 許可不要(市街化調整区域) 届出不要(市街化区域) ※農地盛土の届出が必要 | | |
| | | 軽微な農地改良 | 許可不要 ※軽微な農地改良の承認が必要 |

(注) 農地法の取扱いについては、河内長野市農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

◎3,000 m²以上の農地への土砂埋立て等

| 農 地 法 (河内長野市農業委員会事務局) | | 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例 (大阪府南河内農と緑の総合事務所) | |
|--------------------------|---|---|------|
| 農地の一時転用 | 許可必要(市街化調整区域) 届出必要(市街化区域) | 土砂埋立て等行為 | 許可必要 |
| 農 地 改 良 | 許可不要(市街化調整区域) 届出不要(市街化区域) ※農地盛土の届出が必要 | | |

(注) 農地法の取扱いについては、河内長野市農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。
大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の取扱いについては、大阪府南河内農と緑の総合事務所（みどり環境課）へお問い合わせ下さい。

※農地法及び土砂埋立て等の規制に関する条例以外で手続きが必要な場合があります。